

～飲食店を経営されている皆様へ～

消火器設置のお願い

消防法令が改正され、消火器の設置が義務付けられました！

令和元年9月30日までに設置をお願いします！

どうして設置するの？

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け、消防法施行令が平成30年3月に改正されたことに伴い、「**火を使用する設備又は器具**」を設けた飲食店においては、原則として面積規模にかかわらず消火器の設置が必要となりました。



全てに設置が必要なの？

熱源が電気のみのIHコンロなどは「**火を使用する設備又は器具**」に該当しないため消火器の設置は必要ありません。

また、お店のすべてのコンロ等に調理油過熱防止装置や自動消火設備などの「**防火上有効な措置**」が講じられている場合も消火器の設置は不要となります。



調理油過熱防止装置



自動消火装置

消火器の維持管理は？

設置が義務付けられた消火器は、消防法令に基づき、6ヶ月ごとに点検を行い、**1年に1回消防長まで報告**していただくことが必要となります。

延面積が1000m²未満であれば、消防設備士等の資格がなくてもご自身で消火器の点検と報告は可能です。

点検については下記のQRコードをご利用ください。

点検報告支援
パンフレット



消火器点検
アプリ



消火器点検結果
報告書



消火器設置義務化に関するお問い合わせ先

小松島市消防本部 消防課 ☎0885-32-0119

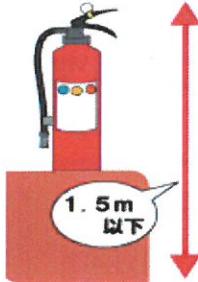


©2017 こまつしま

設置は、良い環境で適正に

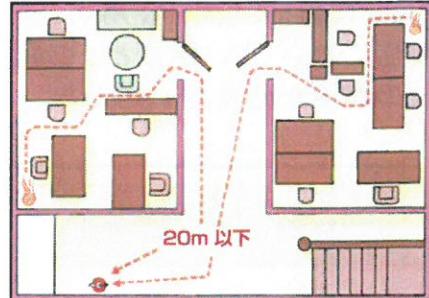
設置場所

- 必要時すぐに持ち出せる場所に設置してください。
- 床面から1.5m以下の場所に設置してください。
- 厨房での床面、作業場の地面等への直置きは避け、壁掛け又は設置台、格納箱へ設置しましょう。



設置間隔

消火器は、火を使用する設備又は器具を設けている階のみ設置する必要があります。
各部分から消火器まで歩行距離20m以下になるよう設置してください。



適応性

右図の表示マークが付いた**業務用消火器**を設置してください。

- A 普通火災 建物等
- B 油火災 引火性の液体等の火災
- C 電気火災 通電中の電気設備等の火災



標識

消火器の設置場所に「消火器」の標識を見やすい位置に付けてください。

- 表示 消火器
大きさ 短辺 8cm以上
長辺 24cm以上
色 地 赤
文字 白

80mm以上



240mm以上